

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

2026年 3月 19日

香川県知事

殿

協議者 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号
 氏 名 三菱マテリアル株式会社
 執行役社長 田中 徹也
 電話番号：03(5252)5201



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	三菱マテリアル株式会社 執行役社長 田中 徹也
	住所又は所在地	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号
	事業場の所在地	三菱マテリアル株式会社 直島製錬所 香川県香川郡直島町4049番地1
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	硫酸アンモニウム
	種 類	汚泥
	性 状	泥状
	1年当たりの最大搬入量	200 t/年
	排 出 事業場	名 称
所 在 地		兵庫県三田市テクノパーク12-6
当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要		製造業 工程途中の硫酸水溶液にアンモニア系の中和剤を投入した硫酸アンモニウム水溶液の排液を蒸発乾固させてできた汚泥(泥状) ※別紙1参照(フロー図)
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	四国合同通運株式会社 代表取締役 佐藤 るみ
	住所又は所在地	徳島県阿波市吉野町五条字北原452番地の1

(裏面)

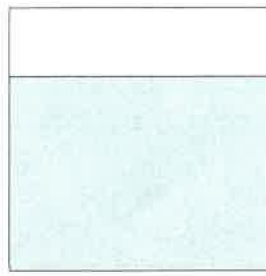
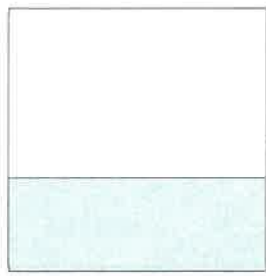
県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	※別紙2参照(経路図・起用車両一覧)
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	フレコンバッグを用いトラックにて運搬。 飛散防止に努める。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	代表取締役 社長 佐藤るみ TEL: 088-696-3497
	搬入開始予定年月日	2026年 4月 1日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	-	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由	-	
参 考 事 項	-	

備考

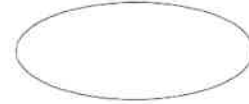
- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

硫酸アンモニウムの発生フロー

アンモニア系中和剤投入 (Pb非含有)



蒸発乾固



硫酸アンモニウム



廃水

別紙2(経路図)ルート①

ルート①詳細

三菱マテリアル㈱三田工場 → 舞鶴若狭自動車道 → 中国自動車道 → 播但連絡道 →
山陽自動車道 → 国道2号線 → 宇野港 → 宮浦港 → 三菱マテリアル㈱直島製錬所

別紙2(経路図)ルート②

ルート②詳細

三菱マテリアル(株)三田工場 → 舞鶴若狭自動車道 → 中国自動車道 → 山陽自動車道
→ 国道2号線 → 宇野港 → 宮浦港 → 三菱マテリアル(株)直島製錬所

荷姿外觀

内容物